



平成 23 年度  
財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 留学貸与奨学生募集要項  
平成 23 年 8 月 1 日

沖縄県の振興を担う人材の育成を目的として、平成 23 年度の奨学生を次のとおり募集します。

受付期間	平成 23 年 10 月 3 日 (月) ~ 平成 23 年 10 月 31 日 (月)
問い合わせ先	財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 4 2 16 電話 (098) 942 9213

### 1 採用予定人数及び貸与月額

種別	採用予定人数	貸与月額
大学院	各若干名	アジア地域: 40,000 円
大学 (短期大学)		アジア以外の地域: 60,000 円

選考により採用者を決定しますので、応募者全員にお貸しできるとは限りません。

### 2 応募資格

- 1 沖縄県内に住所を有する者の子弟で、我が国の大学若しくは大学院に相当する国外の教育機関等に在学している者、又は我が国の特別支援学校の専攻科に相当する国外の教育機関等に在学している者。  
ただし、語学研修プログラム (ESL プログラム等) のみを受講する者など、非正規の学生は奨学金の貸与対象ではありません。
- 2 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であり、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者。
- 3 日本学生支援機構、地方公共団体若しくは民間育英団体等からの奨学金又は母子及び寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者。  
日本学生支援機構、その他団体等にも応募することは構いませんが、当財団奨学生採用時点でいずれかを選択して頂くことになります。(日本学生支援機構、その他団体等と併願はできますが、貸与奨学金の併用はできません。) なお、当財団を辞退する場合、すでに振り込まれた奨学金があれば一括返戻して頂くことになります。

### 3 奨学金の貸与

奨学金は無利息で貸与されます。

- 1 貸与期間  
平成 23 年 (2011 年) 9 月又は 10 月から (入学月による) 在学期間を通じて、短期大学 2 年以内、学部 4 年以内、修士課程 2 年以内、博士課程 3 年以内の期間です。  
ただし、毎年度実施する継続審査の結果、学業成績が著しく低下した場合等は、貸与を打ち切ることがあります。
- 2 貸与方法  
奨学金の貸与は、採用初年度は 1 回 (平成 23 年度は 1 月 10 日)、2 年度目以降は 3 回に分けて (4 月、12 月、1 月) 奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

#### 4 奨学金の返還

奨学金は学資として貸与するものであり、貸与終了後（卒業、辞退等）は必ず返還しなければなりません。返還金は後輩の奨学資金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 「住所・勤務先届」、「預金口座振替依頼書」及び「住民票」の提出<br>貸与終了の際には、以下の書類を提出してください。<br>「住所・勤務先届」<br>「預金口座振替依頼書」<br>奨学生であった者、連帯保証人及び保証人の住民票（本籍地記載）           |
| 2 | 返還するには<br>預貯金口座振替制度（ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、漁協、農協の口座から自動引落）により、月賦で返還することになります。<br>返還期間は10年以内です。                                    |
| 3 | 延滞金<br>奨学金の返還を怠ったときは、延滞金（滞納期間6か月を経過するごとに滞納額の5%）が課せられます。   |
| 4 | 返還に困ったときは<br>卒業後、進学したときや病気・災害・失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。<br>死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、願い出により、状況に応じて返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。 |

#### 5 応募方法

奨学生願書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 [電話番号(098)942-9213]
ダウンロードで入手する方法	<b>沖縄県国際交流・人材育成財団ホームページ</b> ( <a href="http://www.oihf.or.jp/">http://www.oihf.or.jp/</a> )から奨学生願書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの奨学課 奨学係の欄から <b>国外留学生に対する奨学金</b> を選択してください。 なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で請求する方法により奨学生願書を入手してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課あての封筒の表に「 <b>留学貸与奨学生願書請求</b> 」と <b>朱書</b> し、返信先（住所、氏名、電話番号）を明記のうえ、返信用の <b>120円分の切手</b> を同封して送ってください。 なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

応募先

沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 [〒901 2221 沖縄県宜野湾市伊佐 4 2 16]
--

応募手続

奨学生願書に必要事項を記入し、応募前 6 か月以内に撮影した写真(タテ約 4.0 cm・ヨコ約 3.0 cmの裏面に氏名を記入)を所定のところに貼り付け、次の必要書類を揃えて提出してください。

**コピー書類は A4 サイズで提出してください。**

1 「在学証明書」

在学証明書は次の事項について記載した、平成 23 年(2011 年)9 月以降発行のものを提出してください。また、日本語訳も添付してください。

学校名

登録しているプログラム(学部・学科・コース等)

取得する学位(博士・修士・学士・準学士)

本科への入学年月日

本科に在籍する期間( 年 月 ~ 年 月)

卒業予定年月

合格通知書及び学生証のコピーは在学証明書として認められません。学校から正式な証明書を取り寄せてください。

2 「成績の証明書(開封無効)」

1 年生

ア 最終学歴が高等学校の場合は、卒業した高等学校の「調査書(卒業見込は不可)」

イ 最終学歴が高等学校以外の場合は、最終卒業学校の「成績証明書」

2 年生以上の者は、最近(1 年間)の「成績証明書」

3 家族構成を証する「住民票謄本(本籍及び続柄記載)」

単身赴任や進学などで一時的に家族の住所から転出している者がいる場合は、その転出者の「住民票(本籍地及び続柄記載)」も提出してください。

住民票は応募前約 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

4 「平成 23 年度(平成 22 年分)の市町村・県民税所得証明書」

大学院の応募者については、所得に係る証明書類を提出する必要はありません。

市町村発行の、所得の内訳及び所得控除の内訳が記載されているもの

提出対象者は、応募者本人が属する世帯内の 20 歳以上の者(専業主婦や無職者も含む)。ただし、20 歳以上でも学生等は提出不要です。

主たる家計支持者が単身赴任等により別居している場合も提出してください。

恩給、遺族年金、障害年金を受給している者は、受給額が確認できる書類のコピーも追加提出してください。

**次の区分にあたる者は、「平成 23 年度(平成 22 年分)の市町村・県民税所得証明書」と該当する証明書の両方を提出してください。**

各証明書は発行者の押印が必要です。

区 分	証明書		発行所
平成 22 年以降に 就職・転職した者	給与所得者以外 (自営業等)	確定申告書(控)のコピー	税務署
	給与所得者 (会社員等)	源泉徴収票 年収見込証明書 月収証明書 給与明細書は不可	現在の勤務先
		いずれか 1つ	

平成 22 年以降に失業、退職した者又は平成 24 年 3 月までの退職予定者	雇用保険受給資格者証のコピー ハローワークカードのコピー 退職（予定）証明書 退職金（予定）額証明書	} いずれか 1つ	公共職業安定所 又は 退職時の勤務先
生活保護を受けている世帯	生活保護受給証明書		福祉事務所 又は 福祉保健所

#### 5 応募者本人名義の「預貯金通帳のコピー」

金融機関名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できるようにコピーをとってください。

国内金融機関、預金種目は普通預金口座（総合口座を含む）のみの取扱となります。ゆうちょ銀行の口座をご指定の場合は、振込用の店名、貯金種目、口座番号が必要となります。あらかじめ、ゆうちょ銀行窓口で通帳に振込用の口座番号等を記載してもらってください。

#### 6 「その他控除に係る証明書」

所得控除を希望する場合は提出してください。

区 分	証明書	発行所
障害者がいる世帯	障害者手帳のコピー	市役所 町村役場
長期療養者がいる世帯	入院、通院証明書又は診断書 （半年以上療養が必要な人）	病院等
災害等の被害を受けた世帯	罹災証明書	市役所・町村役場、消防署

#### 7 選考結果通知用の「切手」

応募者本人用：アジア地域は 510 円、アジア以外の地域は 670 円  
連帯保証人用：240 円

注 当財団が選考上必要と認めた場合、上記以外に証明書等を求めることがあります。

郵便で応募する場合は、封筒の表に「留学貸与奨学生応募」と朱書してください。

受付期間

10 月 3 日（月曜日）から 10 月 31 日（月曜日）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。  
土日・祝祭日は受け付けません。郵送の場合も 10 月 31 日（月曜日）必着。

#### 6 選考及び選考結果の通知

奨学生の選考は、願書その他必要書類に基づき、学業、学資支弁の困難な度合等について、選考委員会の審議を経て採否を決定します。

通知期日	方 法
平成 23 年 12 月上旬	応募者全員（本人及び連帯保証人あて）に、採否について文書で通知します。

## 7 採用から初回振込まで

1 採用された者には、「採用決定通知」、「誓約書・奨学金借用証書」と「奨学生のしおり」を送付します。

「誓約書・奨学金借用証書」は奨学生本人<sup>注1</sup>、連帯保証人<sup>注2</sup>及び保証人<sup>注3</sup>の連名で作成し、当財団の定めた期限までに提出してください。期限までに提出がない場合は、奨学生としての採用が取り消されますので注意してください。（応募の段階において保証人は必要ではありませんが、採用後は必要になりますので、事前に見通しを立てておいてください。）

注1 奨学生本人が未成年の場合は、奨学生本人の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）が必要です。

注2 連帯保証人は、父又は母。父母がいない場合は成年者のきょうだい又は未成年後見人等です。連帯保証人は、実印の押印、印鑑登録証明書の添付が必要です。

注3 保証人は、奨学生本人かつ連帯保証人と別生計を立てている父母以外の者で、55歳以下（昭和30年4月2日以降に生まれた者）の有職者です。保証人は、実印の押印、住民票（本籍記載）並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

2 奨学金の初回振込は、1月10日（火曜日）に応募時に届出された奨学生本人名義の口座へ振り込まれます。

注1 記載された個人情報、当財団の奨学金業務にのみ利用するものです。なお、応募書類等は、返却しませんので、御承知おきください。

注2 この「奨学生募集要項」は、平成23年8月現在で記載してありますが、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程等が変更された場合は、変更後の規程が適用されますので、御承知おきください。

### 参考

平成22年度 留学貸与奨学生選考結果

種別	申込者数（人）	採用者数（人）	採用率（％）
大学院	2	0	
大学（短期大学）	8	6	75.00
計	10	6	60.00

貸与月額と返還例（4年（48か月）満期で貸与を受けた場合）

種別		貸与月額 円	貸与総額 円	月賦返還額 円	返還回数 回（年）
留学貸与 奨学金	アジア地域	40,000	1,920,000	16,000	120(10)
	アジア以外の地域	60,000	2,880,000	24,000	120(10)